

飛騨市火災予防条例が改正されました

令和7年2月から4月にかけて、岩手県大船渡市をはじめ全国で大規模な林野火災が発生しました。

大規模な林野火災を未然に防ぐため火災予防条例の一部が改正され林野火災の予防上注意が必要な気象状況になった際

「林野火災注意報」「林野火災警報」を発令します。

- 「林野火災注意報」、「林野火災警報」が発令された場合は、屋外での火の使用を中止してください。
- 発令する場合は、防災無線による広報で市民へお知らせします。

【発令された場合の火の使用制限】※飛騨市火災予防条例第29条

- ①山林、原野において火入れをしないこと。
- ②煙火を消費しないこと。
- ③屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- ④屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

※火の使用制限（努力義務を含む）対象区域は市内全域

※「注意報」は努力義務、「警報」は罰則のある義務

「林野火災警報」が発令された場合、「火の使用制限」に従わなかった場合は、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

※雑草や雑木の焼却、どんど焼き、野焼き、たき火等「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」を行う場合は、最寄りの消防署へ届出をお願いします。



問合せ 消防本部予防課 Tel0577-73-6199
神岡消防署予防消防課 Tel0578-82-1119